

## 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に向けた提言

令和 5 年 5 月 23 日  
自由民主党政務調査会  
経済安全保障推進本部

### I. 経済安全保障政策の進展と本提言の位置づけ

安全保障環境は厳しさを増している。ウクライナ情勢は混迷を深め、台湾海峡は緊張がますます高まっている。世界がつながる現代では、もはや世界の有事は日本の有事と言わざるを得ない。

こうした戦後最も厳しく複雑な安全保障環境においても、わが国が自律性を向上させ、戦略的優位性、ひいては不可欠性を獲得し、戦後続いた安定と繁栄を次世代に受け継ぐためには、国力を成す経済力、技術力、情報力の向上に絶え間なく取り組み、わが国の経済安全保障を確固たるものにしていかねばならない。

自由民主党政務調査会経済安全保障推進本部は、前身となる新国際秩序創造戦略本部及び経済安全保障対策本部の精神を引き継ぎ、昨年 9 月に発足した。これまでの間、昨年 5 月に成立した経済安全保障推進法の施行に伴う基本方針や基本指針の審議をはじめ、10 月には、「わが国が目指すべき経済安全保障の全体像について」（以下、「全体像」という）を取りまとめ、経済安全保障の理念とともに、8 つの戦略的アプローチを示したところである<sup>1</sup>。さらに、「全体像」において喫緊の課題と位置づけた、いわゆるセキュリティ・クリアランスの導入、サイバー・セキュリティの確保、経済インテリジェンス機能の強化については、有識者ヒアリングによる専門的知見を踏まえ、本年 3 月に「経済安全保障上の重要政策に関する提言」（以下、「重要政策に関する提言」という）を取りまとめ、その具体化に向けた骨格を示したところである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 「わが国が目指すべき経済安全保障の全体像について ～新たな国家安全保障戦略策定に向けて～」(令和 4 年 10 月 4 日) の 8 つの戦略的アプローチでは、①経済成長の強化・持続化を最上位概念と位置づけ、その中核として②自律性の向上、③優位性・不可欠性の獲得、④公正な競争環境の整備、⑤戦略的な対外発信、これらを支える基盤として⑥インテリジェンスの強化、⑦体制整備、⑧経済安全保障人材の育成を定めている。

<sup>2</sup> 「経済安全保障上の重要政策に関する提言」(令和 5 年 3 月 28 日) では、新たな国家安全保障戦略の目標達成のため、セキュリティ・クリアランス制度の導入、サイバー・セキュリティの確保、経済インテリジェンスの強化について、具体的な実装の方向性を提言している。

この間、政府においては、経済安全保障推進室の設置、経済安全保障推進法の基本方針や基本指針の閣議決定、経済安全保障政策の促進について盛り込んだ国家安全保障戦略の閣議決定のほか、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）の設置をはじめ経済安全保障に関連する予算や機構・定員が手当てされる等、経済安全保障の確保に向けた基盤整備が着実に進んでいることは評価されるべきである。

しかしながら、経済、技術、情報など、経済安全保障を取り巻く環境は絶えず変化し、その動きは驚くほどはやい。経済安全保障の取組を絶えずアップデートし、脅威に対して万全に備えなければならない。経済安全保障推進本部では、先の「全体像」や「重要政策に関する提言」の取りまとめに歩を休めることなく、経済的威圧や機微情報の流出防止などについて精力的に議論を行ってきたが、さらに深掘りし、その方向性を見出していく必要がある。こうした観点から、本提言はあくまでも骨太の方針の策定に向けた中間的な提言との位置づけとして、引き続き、経済安全保障上の各課題についてフォローアップと議論を継続し、常に時代を先取りして経済安全保障政策を推進していくこととする。

## II. 経済安全保障推進法の着実な実施

経済安全保障推進法は、経済安全保障の確保の推進に関する基本方針をはじめ、特定重要物資の安定供給確保、特定社会基盤（基幹インフラ）役務の安定提供確保、特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開について、基本指針が閣議決定された。これらについては、基本方針が定める自由かつ公正な経済活動との両立、国際協調主義、事業者等との連携を念頭に置きつつ、必要な対応を取るべきである。

### (1) サプライチェーンの強靱化

昨年12月、特定重要物資として指定した半導体、蓄電池、重要鉱物、抗菌薬等の11物資について令和4年度補正予算において財源の手当てが講じられ、本年4月、量子コンピューターを活用したクラウドサービスの提供や半導体や蓄電池のサプライチェーン構築に向けた計画が認定されるなど、サプライチェーン強靱化に向けた取組が進んでいる。

主要国における戦略物資の囲い込みなど、国際情勢や社会経済構造の変化によりサプライチェーンは日々変容するものであり、不断のサプライチェーンの点検・評価に努め、重要な物資の指定を行う必要がある。さらに、サプライチェーンの強靱化のため重要な物資を製造する企業への資本強化も含めた支援のあり方について検討を加速し、必要な措置を講じるべきである。

## (2) 基幹インフラ

基幹インフラ役務の安定的な提供は、国民生活や経済活動の基盤である。政府は経済安全保障推進法が定める基幹インフラの規定を速やかにかつ円滑に施行すべく、関係省庁で適切に連携し、事業者等の意見も聴取した上で、対象事業者や設備等を適切に定めていく必要がある。また、来年春頃の円滑な運用開始に向けて、本年4月に設置された相談窓口も活用しつつ、制度の周知・広報を行うほか、適切かつ効率的な審査を行うための必要な体制を整備すべきである。

## (3) 官民技術協力の強化とシンクタンクの設置

先端的な重要技術の研究開発やその実用化に向け、経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）に総額5,000億円の予算が措置されたところである。本年3月には、衛星コンステレーション等に関する研究開発が採択されたが、引き続き、新たに支援の対象とすべき技術を示し、着実に研究開発を行いつつ、切れ目なく強力な支援を実現すべきである。

また、科学技術やイノベーションが国家間の覇権争いの中核を成すなか、重要技術の特定に向け、変化が激しい技術動向を調査分析するシンクタンク機能は不可欠である。政府は「安全・安心に関するシンクタンクの基本設計」<sup>3</sup>に基づき本格的な設立準備を進め、重要技術を守り、育て、実用化につなげる仕組みを構築すべきである。

## (4) 特許出願非公開

本年4月に閣議決定した基本指針を踏まえ、安全保障とイノベーションが両立するよう、審査対象となる技術分野の指定や損失補償等の検討を行うべきである。また、来年春頃の制度運用開始について、事業者等に対する周知・広報等の情報提供の徹底や審査体制の整備等、万全を期する必要がある。

# III. 経済安全保障上の課題への対応

## (1) セキュリティ・クリアランス制度の創設

わが国の情報保全の強化や国際共同研究開発の推進の観点から、安全保障上重要な

---

<sup>3</sup> 安全・安心に関するシンクタンクが果たすべき機能（経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に必要な情報提供・助言、推進法に基づく調査研究の受託を可能とする調査・分析基盤の構築、人材養成・能力開発、国内外機関との調査研究ネットワークの構築）や組織形態を法律により設立される法人とすること等について、外務省有識者の専門的知見を踏まえ、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が公表（令和5年4月）。

情報にアクセスする者に資格を付与するセキュリティ・クリアランス制度について、本年2月に政府は経済安全保障推進会議を開催し、有識者会議において具体的な検討が進められている。

制度の創設に際しては、政府が保有するCI情報（Classified Information）を中心としてCUI情報（Controlled Unclassified Information）を含む情報区分、同盟国・同志国の情報保全のレベル、産業界等からのニーズ、実質的同等性等を考慮して、速やかに検討し結論を得た上で、法整備・体制整備等を行うべきである。

## （2）経済インテリジェンスの強化

安全保障の裾野が経済分野に拡大するなか、官民が国内外に保有する経済インテリジェンスを収集・分析・共有する必要性が格段に高まっている。

経済安全保障分野のインテリジェンス能力の抜本的強化に向けて、政策部門と情報部門によるインテリジェンス・サイクルの強化、情報関心の提示等を行う政策部門の強化、内閣情報調査室や各省庁の情報収集分析機能の強化、官民連携及び国際連携のための情報共有メカニズムの構築等に速やかに取り組むため、必要となる予算を十分に確保すべきである。

## （3）サイバー・セキュリティの確保

昨今のサイバー攻撃は手法が複雑化・多様化し、その規模・烈度は劇的に増大している。攻撃側が圧倒的に有利であり、平時有事の境界線が曖昧なサイバー攻撃から、わが国の経済安全保障を確保するためには、民間セクターのサイバー・セキュリティの強化やアクティブ・サイバー・ディフェンス（ACD）を含む包括的な対策が必要となる。政府は、この包括的な対策の推進に向け、体制の整備や制度の検討を早急に進め、実施にあたって必要となる予算を十分に確保すべきである。

## （4）経済的威圧への対応

経済的威圧は、自国の政治目的の達成のため、貿易措置などによる経済的損失を相手国に与えることをはじめ、様々な手段が講じられていると言われる。経済的威圧に対するWTOの紛争解決プロセスは必ずしも迅速に対応ができないといった指摘もある中、欧米では相手国への対抗措置や貿易パートナー国への支援措置を含む法的枠組みの議論が行われている。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化するため、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、わが国においても効果的な対応策を検討すべきである。

#### (5) 機微技術情報の流出防止

自律性の向上や優位性・不可欠性の獲得のためには、技術情報の保全・流出防止は一層重要な課題である。これまで政府においては、安全保障貿易管理におけるみなし輸出管理の運用明確化や研究インテグリティの確保のほか、対内直接投資の審査対象に特定重要物資関連業種を追加するなどの対策を講じている。新たな安全保障貿易管理の枠組みや投資審査における地方支分部局も含めた情報収集・分析・モニタリングの強化や指定業種のあり方の検討等、政府一体となって、引き続き機微技術の流出防止に努めるべきである。

#### (6) DFFT

データの流通や利活用が重要とされる時代において、わが国は DFFT (Data Free Flow with Trust) を提唱し、G7 をはじめとする場での国際的な議論を主導して、その具体化に取り組んできた。今般 G7 で合意に達した DFFT 具体化のための国際枠組みである IAP (Institutional Arrangement for Partnership) を通じた政府と民間の協働をさらに進めるとともに、国内においても関係省庁が緊密に連携し、データの保護を巡る環境の変化に留意しつつ、国際秩序の形成に資する取組の検討をさらに進めるべきである。

#### (7) 偽情報の拡散への対応

ロシアによるウクライナ侵攻で明らかな通り、偽情報の拡散は普遍的価値に対する脅威であり、国家の分断や世論操作といった悪影響が懸念される。わが国においても、内閣情報調査室、官邸国際広報室、国家安全保障局による体制が先般整備されたところであり、関係省庁との連携とともに、正確な情報の対外発信を含む対処能力を強化すべきである。その際、偽情報対策の効果的な実施にあたって、必要な予算を十分に確保すべきである。

### IV. 経済安全保障リスクの管理

わが国の平和と安全や経済的な繁栄等を確保する経済安全保障政策の取組は、官民の協調や国際連携などを含めその裾野は極めて広く、一体となって講じられることによって効果的なものとなる。

国際情勢等を踏まえリスクシナリオを更新しつつ、リスクを点検・評価し、予算の確保も含めた必要な措置を講じるという不断のサイクルを通じて、わが国の自律性の向上、優位性・不可欠性の獲得に一層取り組むべきである。

## V. 経済安全保障政策推進のための体制強化

経済安全保障に関する取組は、多岐にわたりかつ複雑であり、また、取組が効果的に行われるためには政府一体となって体制強化に取り組む必要がある。こうした観点から、サプライチェーンの強靱化や経済インテリジェンス等に関する体制整備が一定程度図られた。引き続き、基幹インフラの安定提供確保に関する届出審査、特許出願の非公開に関する保全審査等の推進法の執行など経済安全保障推進法の着実な実施に加え、上記の経済安全保障上の課題に対して万全を期す必要があるため、体制強化のこれまでの歩みを緩めてはならず、必要な体制を十分に確保すべきである。

また、経済安全保障は、官民の協調によって、実効性ある確保が可能となる。経済安全保障政策に関する事業者や地方公共団体に対する普及啓発等の推進や経済インテリジェンス能力の強化に必要な体制も必要である。

なお、こうした体制整備については、「内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」における緊急重点分野（別枠）と位置づけ、計画的に整備すべきである。

(以 上)